

関自整第120号の2
関自技第260号の2
関自保第28号の2
関自管第5号の2
令和6年5月17日

関東トラック協会会長 殿

国土交通省関東運輸局長 (公印省略)

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められています。

また、マイカーに改造を施したことにより保安基準に不適合となったもののその認識のないまま運行の用に供している自動車使用者、車検時には保安基準に適合させつつ車検後に不正改造を行う施工事業者、更にはそのような不正改造車について検査での合格を強要する悪質な事業者がいる状況となっています。

さらに、昨年北海道においては、タイヤのはみ出し等の不正改造が疑われる軽自動車のタイヤが走行中に脱落し、歩行者に衝突して意識不明の重体となる痛ましい事故も発生しました。

このような状況に鑑み、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところ、国土交通省では、令和6年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、全国的に不正改造車の排除のための諸活動をより一層強力に取り組むことについて、国土交通省物流・自動車局長から別添のとおり通達がありましたので、当該通達に添付された実施要領に基づき実施する本運動へのご協力をお願いします。

また、貴会（支部）におかれましても6月を強化月間として、貴会会員（支部員）に対し適切に指導を行うなどにより積極的に不正改造車の排除に努めていただきますようお願いいたします。